平成２２年（フ）第７４８号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目17番12号　ダイドーメゾン園田Ⅱ401号、前住所兵庫県尼崎市西難波町１丁目13番20号　明月荘２階
債務者　岩田　幸世
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６７号
兵庫県尼崎市西難波町２丁目４番１号寺岡ハイツ１Ｂ号
債務者　渡邊　千里
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７７号
兵庫県西宮市浜脇町６番２―304号、前住所兵庫県西宮市越水町７番36号
債務者　稲垣　伸一
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４３１号
大分市敷戸北町16番８―403号
債務者　後藤　公昭
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４３９号
大分市大字荏隈293番地の４
債務者　渡邊ツタヱ
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４５３号
大分県臼杵市野津町大字東谷3982番地
債務者　椎原ヱツ子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４７９号
大分市東津留１丁目６番３―201号パークサイドなかつる
債務者　田原　　聖
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４８５号
大分市東津留１丁目６番３―201号パークサイドなかつる
債務者　田原　絹惠
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４８８号
大分県別府市荘園北町　市営光の園住宅Ｈ棟204号、住民票上の住所大阪市住之江区浜口西１丁目14番５号
債務者　松本　昭男
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４９２号
大分市大在浜１丁目３番24号
債務者　梅田　郁子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第６５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3347番地
債務者　原　　操
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１号
沖縄県宮古島市伊良部字前里添261番地
債務者　長元　孝志
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第２９９号
福井市松本１丁目12番10号　ベルトピア松本103
債務者　大川　政幸
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３００号
福井県あわら市二面１丁目501番地
債務者　奥谷　勝子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
福井県越前市片屋町第61号13番地の９
債務者　橋本　秀樹
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
福井県越前市片屋町第61号13番地の９
債務者　橋本　和枝
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
福井県鯖江市住吉町３丁目８番５号　エクセレント住吉．208、旧住所福井県鯖江市住吉町３丁目２番３号
債務者　島田佳代子（旧姓小須田）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係